

大阪弁護士会（大阪弁護士会館）

## お盆期間中の業務に関するご案内

大阪弁護士会のお盆期間中の各種業務の体制は、次のとおりとなりますのでご案内いたします。

業務内容	お盆の休業（休館）期間
弁護士会館	8月15日（月）・16日（火）
法律相談	8月13日（土）～8月16日（火） ◆ 弁護士会館、なんば、堺、岸和田、谷町、南河内の法律相談センター及び各巡回相談所とも、上記期間は休業させていただきます。 *巡回相談所のうち、高槻市立総合市民交流センター「クロスパル高槻」の第3月曜日実施分は、8月17日（水）に実施します。
レストラン （洋食レストランEN）	8月11日（木）～8月16日（火）
地下駐車場	8月14日（日）～8月16日（火） ◆ ・8月13日（土）午後5時30分～17日（水）午前8時30分の間は入出庫できませんので、ご注意ください。

- \* 8月15日（月）・16日（火）は、当会が実施している各種無料電話相談は実施いたしません。なお、毎月第2・第4金曜日に実施している「外国人の人権電話相談」について、8月12日（金）は休止といたします。
- \* 市民窓口相談（平日・月～木実施）は、8月11日（木）～16日（火）は実施いたしません。